

古賀市物価高騰対策事業者支援補助金（省エネ推進タイプ）Q & A

＜補助対象事業者について＞

Q 1. 対象となる事業者の要件はあるのか。

A 1. 古賀市内に事業所等を有する中小企業者が対象です。大企業やみなし大企業は対象外です。この他、補助対象者の要件については交付要綱やチラシをご確認ください。

Q 2. 中小企業者とは何か。

A 2. 以下の「資本金の額又は出資額」と「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たす会社又は個人をいいます。

	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③小売業	5,000 万円以下	50 人以下
④サービス業	5,000 万円以下	100 人以下

Q 3. 古賀市のほかに、近隣の市町村にも事業所等を有している場合、本社が古賀市であれば市外の事業所等で導入する機器についても申請可能か。

A 3. 古賀市内にある事業所等であれば、本社・本店等が古賀市外であっても申請可能です。ただし、補助対象機器は古賀市内の事業所等で導入されるものに限りします。

Q 4. 個人事業主で古賀市内在住だが、事業所の所在地が市外の場合は対象になるのか。

A 4. 事業所の所在地で判断します。事業所の所在地が市外の場合は補助対象外です。

Q 5. 今年度起業したばかりだが、申請は可能か。

A 5. 申請時点で古賀市内に事業所等があり、今後も継続して市内で事業を営む予定であれば申請可能です。

Q 6. 移動販売を行っているが申請可能か。

A 6. 古賀市を拠点として事業を行う場合に限り、移動式店舗等についても申請可能です。

＜補助対象機器について＞

Q 7. 導入機器に省エネラベルの表示がないが、対象となるか。

A 7. 一般的に省エネラベルは家電等に表示されており、業務用機器については表示がなされていない場合もあることから、省エネラベルのみにならず、製品カタログ等をベースに、従来製品との比

較等を行った上で総合的に省エネ性能を判断します。

Q 8. 既存の機器の買い替えではなく、増設は対象外か。

A 8. 本補助金は既存の機器の買い替えを基本としていますが、新設や増設の場合であっても機器の導入により事業者全体の消費エネルギーの低減や経営の効率化が図られる場合は補助対象となり得ます。

Q 9. 一定の省エネ性能を有していれば、どんな機器を購入しても対象となるか。

A 9. 省エネ機器の本来の機能（温水供給機能、調理機能、保温・保冷機能等）が同スペックの他の機種と比較して、明らかに高額である場合は補助対象外です（オプション機能、装飾等により高額となる場合等）。

Q10. 以前、古賀市の補助金で省エネ機器を導入しており、今回より性能が高い機器に買い替える場合、対象となるか。

A10. 古賀市では令和4年度から5年度にかけて、電気（・ガス料金）高騰対策事業者支援補助金により省エネ機器の導入を支援しており、今回の補助金により過去の補助金で導入した機器と同一又は類似の機器を導入する場合は補助対象外となります。

例 1：過去の補助金で給湯器を導入し、今回の補助金でより性能の高い給湯器への買い替えを行う場合 → ×補助対象外（同一品目のため）

例 2：過去の補助金で電子レンジを導入し、今回の補助金で炊飯器、冷蔵ショーケースを新たに導入する場合 → ○補助対象（品目が異なるため）

Q11. 過去の補助金ではエアコンや冷蔵庫が対象となっていたが、今回対象外となっている理由は何か。

A11. 古賀市では令和4年度に電気料金高騰対策事業者支援補助金により、エアコンや冷蔵庫、LED照明等の導入を支援しており、これらの機器について一般的な設備更新のサイクルに達していないこと、また予算的な制約等を勘案し、今回補助対象外としています。

<補助対象経費について>

Q12. 機器の購入のみを行い、設置を行わない場合、対象となるか。

A12. 補助対象外です。いわゆる「買いだめ」等、ただちに設置を行わない場合、機器の導入とはみなさず、機器の購入費についても補助対象となりません。

Q13. 機器を購入し、設置は自前で行った場合、対象となるか。

A13. 機器の購入費のみ補助対象です。設置に関して費用が発生していなかったとしても、実態として設置が行われている場合、機器の導入が行われているものとみなし、補助対象となります。

Q14. 対象期間前（令和7月31日以前）に購入した機器について、設置のみ対象期間中に行った場合、対象となるか。

A14. 対象期間外に購入された機器の導入については補助対象外となります。

Q15. 機器を事業目的以外で導入した場合、対象となるか。

A15. 補助対象外です。市内の事業所に機器を導入した場合であっても、従業員の休憩時に使用する目

的に導入する給湯器や電子レンジなど、本来の事業目的に関連するものと認められない場合は補助対象外となります。なお、自宅と事業所が兼用となっている場合は、事業で使用するものについてのみ補助対象となります。

<機器の購入費について>

Q16. 分割払いにより機器を購入した場合、金利や分割手数料は対象となるか。

A16. 租税公課、相談料、各種金利手数料、保証料等は補助対象外となります。

Q17. 販売店のポイントを使用して購入した場合の取扱いはどうなるか。

A17. ポイントやクーポン等を利用した場合、購入費から利用額、値引き相当額を差し引いた、実負担額のみ補助対象となります。なお、機器の購入によって獲得するポイントやクーポンは差し引く必要はありません。

<機器の設置費について>

Q18. 運搬搬入工賃は対象となるか。

A18. 補助対象です。補助対象となる機器の設置に要する費用は、運搬搬入工賃、据付工賃、電源接続工賃、配管接続工賃などの設置作業に要する費用です。

Q19. 機器の設置に付随する電源追加工事は対象となるか。

A19. 補助対象外です。機器の設置に要する費用のうち、電源追加、断熱材の設置など事業所の建屋等を改造・改良するような工事に対する費用は補助対象外となります。

Q20. 配管パイプへの化粧品カバーの設置費用は対象となるか。

A20. 補助対象外です。機器の設置に際して行う装飾品等の設置にかかる費用は、機器の設置に要する費用とはみなさず補助対象となりません。

Q21. 買い替え前の機器の処分費用は対象となるか。

A21. 補助対象外です。買い替え前の機器の撤去工賃、処分料、リサイクル料は設置に要する費用とはみなさず対象となりません。

Q22. 国や県の補助金を活用して機器を導入した場合、市の補助金との併用は可能か。

A22. 国や県の補助金等との併用を妨げるものではありませんが、国や県の補助金等において補助対象経費として計上したものについては、本補助金の補助対象経費として計上することはできません。補助対象経費を重複して計上しないよう区分した上で申請してください。

<手続きについて>

Q23. 事前相談は必須か。

A23. 事前相談は必須ではありません。しかし、導入前の段階で、機器の購入費用や設置に要する費用が補助対象となるか確認することを推奨します。なお、事前相談を受け付けた場合であっても、補助金の交付を確約するものではありません。

Q24. 書類の提出は郵送でよい。

A 24. 窓口または郵送でのみ受付を行います。郵送に係る費用は申請者の負担となります。

申請期限：令和 8 年 1 月 30 日（金）16：00（必着）

Q 25. 支払いを証する領収書等とは何か。

A 25. 基本的に領収書又はレシートを添付してください。領収書に費用の内訳の記載がない場合、明細付きの請求書、契約書等を別途添付してください。また、翌月払い等により、請求時点で領収書又はレシートが無い場合は、請求書や契約書等とともに領収書を後日提出する旨の確約書（任意様式）を添付してください。

Q 26. 確定申告書の写しは、機器を購入した日が属する年分の申告書でなければならないか。

A 26. 直近の申告書を添付してください。確定申告書の写しは申請者の経営実態の確認のために提出をお願いするものであり、必ずしも機器の購入日が属する年分の申告書である必要はありません。なお、売上がなかった等の理由で確定申告を行っていない場合、住民税の申告書の写しなど経営実態が分かる書類を添付してください。

Q 27. 滞納のない証明書は何を提出すればよいか。

A 27. 古賀市収納管理課で「市税に滞納のない証明書」を取得してください。

なお、取得には手数料 3 0 0 円と代表者印または代表印を押印した委任状が必要になります。

Q 28. 市内に複数の営業所がある場合、それぞれ申請書を提出したらよいか。

A 28. まとめて申請してください。なお、申請書所在地については代表のものを 1 つ選んで記載してください。

Q 29. 本補助金は課税の対象となるか。

A 29. 課税の対象となります。収入として確定申告してください。

Q 30. 導入から間もなく、補助金の交付を受けた機器を処分することとなった。何か手続きは必要か。

A 30. 補助金の交付を受けた機器は、取得から 5 年又は耐用年数が経過する前に処分することはできません（故障等によりやむを得ず処分する場合を除く）。制限期間内に機器を処分したや売却、貸付等除外事項に該当する行為が認められた場合、支援金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

※上記のほか、ご不明な点があるときは、事前に商工政策課までご相談ください。